東北電力株式会社仙台火力発電所の公害防止に関する協定書

昭和 58 年 5 月 30 日
平成 20 年 7 月 7 日
平成 25 年3月 21 日
平成 29 年3月 29 日

宮城県及び七ヶ浜町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）とは、公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）第 11 条の規定により、乙が宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字前島１番に設置している仙台火力発電所（以下「発電所」という。）について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、発電所の操業に伴う公害の発生を防止し、環境負荷の低減を図るとともに、乙の環境保全活動を促進し、健全で快適な環境を確保することを目的とする。

（事業者の責務）

第２条 乙は、発電所の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

（環境関連法令の遵守）

第３条　乙は、環境関連法令を遵守する。

（大気汚染防止対策）

第４条 乙は、大気汚染防止のため、発電所における別表第１に掲げるばい煙発生施設から排出される排出ガスについて、別表第２に掲げる基準を遵守する。

２ 乙は、宮城県大気汚染緊急時対策要綱（昭和 51 年６月 12 日施行）に基づき宮城県（以下「県」という。）が行う施策に協力する。

３ 乙は、４号ガスタービンに、窒素酸化物排出濃度等にかかわる自動測定装置を設置し、県が行うテレメート化に協力する。

（水質汚濁防止対策）

第５条 乙は、水質汚濁防止のため、発電所から排出される排出水について、別表第３に掲げる基準を遵守する。

２ 発電所から排出される温排水については、通常運転時、放水口における取水口との

温度差を日平均で７℃以下とする。

（地下水及び土壌汚染防止対策）

第６条　乙は、地下水及び土壌汚染防止対策のため、適切な措置を講じる。

（騒音・振動防止対策）

第７条　乙は、発電所から発生する騒音・振動を防止するための適切な対策を講じ、発電所の敷地境界線において、騒音については別表第４の１騒音の基準を、振動については別表第４の２振動の基準を遵守する。

（悪臭防止対策）

第８条　乙は、発電所から発生する悪臭を防止するため、適切な対策を講じる。

（化学物質対策）

第９条　乙は、発電所の操業に伴い使用又は副生する化学物質（以下「化学物質」という。）による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を製品安全データシート等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、代替品への切替え等、環境中への排出抑制に努める。

（廃棄物対策）

第 10 条　乙は、発電所の操業に伴って生じる廃棄物について、発生抑制及び再生利用に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適切な処理を行う。

（関連事業者に対する責務）

第 11 条　乙は、乙以外の者が発電所内で作業する場合にあっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

（測定、報告及び公表）

第 12 条 乙は、別に定める環境負荷項目等の測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、一般に公表するよう努める。

（公害発生時等の措置）

第 13 条　乙は、発電所の操業若しくは施設の故障、破損その他の事故若しくは気象条件等の悪化により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲若しくは乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止その他必要な措置を講じ、また、発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。

２　前項の公害が発生した場合、甲及び乙は協力して調査を行い、その原因が乙の責めによると認められるときは、乙は、誠意を持って速やかに問題を解決しなければならない。

（報告及び立入調査）

第 14 条　甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、報告を求め、並び

にその職員及び甲が必要とする者を同行して発電所内に立入調査することができる。

（施設の設置等の協議）

第 15 条　乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、事前に甲と協議する。

2　前項の規定にかかわらず、前項の新設等のうち、周辺環境への影響が維持又は低減されるものについては、乙の報告をもって前項の事前の協議に代える。

（景観の保全等）

第 16 条　乙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

（環境保全施策への協力）

第 17 条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

（環境保全活動の推進等）

第 18 条　乙は、環境情報の公表や発電所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。

（違反時の措置）

第 19 条　乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は乙に対して必要な指示を行い、乙はこれに従う。

（協定細目）

第 20 条　この協定に定める事項の実施については、甲乙協議の上、別に協定細目を定める。

（その他）

第 21 条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

附　則

（効力発生期日）

1　この協定は発電所 4 号機が営業運転を開始する時から効力を生ずる。

（旧協定書廃止）

2　この協定が効力を生じたときに甲と乙が、昭和 58 年 3 月 3 日に締結した「東北電力株式会社仙台火力発電所の公害防止に関する協定書」は廃止する。

平成 20 年 7 月 7 日

甲　宮城県知事
　　七ヶ浜町長

乙　東北電力株式会社
　　取締役社長

別表第１（第４条関係）

ばい煙発生施設

項目／施設名	煙突高（m）	排出ガス量（㎥N/h）	燃料の燃焼能力	排出温度（℃）	排出速度（m/s）	使用燃料
４号ガスタービン	59	2,310,000（湿り）	73,100 ㎥N/h 45,687.5ℓ/h（重油換算）	85	35.4	天然ガス
備考 数値は、最大連続時におけるものとする。						

別表第２（第４条関係）

窒素酸化物排出基準

施設名	協定値（㎤/㎥N）	換算酸素濃度（%）
４号ガスタービン	5	16

備考

１　窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める方法又は日本産業規格に定める自動分析記録法によるものとする。

２　窒素酸化物濃度は、0℃1 気圧の状態に換算した排出ガス１㎥当たりのものとする。

３　窒素酸化物濃度については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。

$$\text{換算窒素酸化物濃度} = Cs \times \frac{21-On}{21-Os}$$

Cs　：窒素酸化物の実測値(㎤/㎥N)

On：換算酸素濃度(%)

Os：排ガス中の酸素濃度(%)

４　協定値は、起動、停止時等には適用しない。

別表第３（第５条関係）

排出水の排出基準

項目		協定値
プラント排水	水量	最大 730 ㎥/日
	水素イオン濃度（水素指数）	6.0～8.0
	化学的酸素要求量	最大 15mg/ℓ
	浮遊物質量	最大 20mg/ℓ
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	最大 1.5mg/ℓ 日間平均 1mg/ℓ
温排水	取放水温度差	日平均 7.0℃以下
備考 測定方法は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める方法とする。ただし、水量及び取放水温度差の測定方法については、日本産業規格（JIS）に定める方法とする。		

別表第４（第７条関係）

１　騒音の規制基準

昼間 午前８時から 午後７時まで	朝　午前６時から 午前８時まで 夕　午後７時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前６時まで
65dB（A）以下	60dB（A）以下	55dB（A）以下
備考 測定方法は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に定める方法とする。		

２　振動の規制基準

昼間 午前８時から午後７時まで	夜間 午後７時から翌日の午前８時まで
60dB 以下	55dB 以下
備考 測定方法は、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に定める方法とする。	